平成２４年（フ）第２８３号
北海道旭川市７条通14丁目66番地の８
債務者　高橋　一晴
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
北海道旭川市７条通８丁目右１号
債務者　梅原　孝之
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８６号
北海道旭川市豊岡12条３丁目４番10号　ハウスザライフビル205号室
債務者　田端　久恵（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８７号
北海道深川市３条14番22号
債務者　岡島奈緒美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８号
北海道旭川市豊岡１条１丁目６番４号　エターナル101
債務者　小関　孝子（旧姓小鹿・佐橋）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９０号
北海道上川郡美瑛町中町４丁目３番６―307号
債務者　橋本　愛子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９１号
北海道旭川市９条通８丁目2486番地の13　ハウスモア102号室
債務者　福井　孝師
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７３号
東京都小金井市貫井北町１丁目22番19号ホルツハイム101
債務者　瑞慶山君枝
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５５８号
横浜市鶴見区仲通２丁目70番地13　メゾンウエハラ201
債務者　保科美保子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目６番49号　タカハウス102
債務者　西田さち江（旧姓真船）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９７号
神奈川県藤沢市石川６丁目２番地の２　ヴェルアージュ湘南台弐番館601号
債務者　平　　光子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０１号
横浜市中区松影町３丁目10番地15　第二平成館701号室
債務者　大城二三夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０８号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目４番６号　サンヒルズＣ202
債務者　石川　和代
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２００号
大阪府枚方市東船橋２丁目26番地の５
債務者　石原　喜祐
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２５号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番11号
債務者　谷口　広宜
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部